

国際版画美術館車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年（2020年）5月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

国際版画美術館車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年（2020年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

国際版画美術館車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2019年8月30日
- 2 事故発生場所 町田市本町田3562番地（町田市立博物館駐車場内）
- 3 事故の概要 上記駐車場においてバックで駐車しようとしたところ、後方の停止車両に気付かず衝突し、同車両の運転者を負傷させたもの
- 4 事故の種別 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 1,704,286円